

芦屋市青少年問題協議会条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第1条の規定に基づき、芦屋市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 協議会は、委員15人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) <u>学識経験者</u></p> <p>(2) <u>青少年関係団体の代表者</u></p> <p>(3) <u>市民</u></p> <p>(4) <u>関係行政機関の職員</u></p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条 <u>協議会に会長及び副会長を置く。</u></p> <p>2 <u>会長及び副会長は、委員の互選により定める。</u></p> <p>3 <u>会長は、会務を総理し、協議会を代表する。</u></p> <p>4 <u>副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</u></p> <p>(補則)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、<u>協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第1条の規定に基づき、<u>市長の附属機関として</u>、芦屋市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 協議会は、<u>会長及び</u>委員15人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) <u>市議会議員</u></p> <p>(2) <u>関係行政機関の職員</u></p> <p>(3) <u>学識経験者</u></p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条 <u>会長は、協議会を代表し、会務を総理する。</u></p> <p>2 <u>協議会に副会長1人を置き、委員の互選によつてこれを定める。</u></p> <p>3 <u>副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例の<u>施行に関し、必要な事項は市長が別に定める。</u></p>

芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案					現 行				
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
区分		支給 単位	報酬額(円)	旅費の額	区分		支給 単位	報酬額(円)	旅費の額
(省略)					(省略)				
芦屋市青少年問題 協議会	会長	日額	<u>13,500</u>		芦屋市青少年問題 協議会	委員	日額	11,200	
	委員	日額	11,200			(省略)			
(省略)					(省略)				
備考 (省略)					備考 (省略)				